	ては1.27とし、町村にあつては1.77とする。 M　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅶ M＝64.94×｛（x－w）／w｝×（1／4）＋ε ｛（x－w）／w｝×（1／4）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅶの符号 ［略］ x　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成28年6月1日現在における個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の合計数（事業内容等不詳事業所を除く。） ε　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては1.44とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては1.82とし、町村にあつては2.38とする。 N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅷ N＝37.95×｛（z－y）／y｝×1／5＋1.39 ｛（z－y）／y｝×1／5に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［略］ z　平成27年度から平成29年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） β　附則第十九条の十四の二第七項の表市町村の項の算式の符号αの率と同一の率
［8～11　略］ （「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十四の二**　［略］ ［2～5　略］ 6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、	

	ては1.13とし、町村にあつては1.62とする。 M　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅶ M＝45.98×｛（x－w）／w｝×（1／2）＋ε ｛（x－w）／w｝×（1／2）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅶの符号 ［同左］ x　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成26年7月1日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。） ε　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては0.61とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては1.30とし、町村にあつては1.85とする。 N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅷ N＝38.83×｛（z－y）／y｝×1／4＋1.39 ｛（z－y）／y｝×1／4に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［同左］ z　平成26年度から平成28年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） β　平成29年改正前の省令附則第十九条の十四第七項の表市町村の項の算式によつて算定した経常態容補正Ⅱの率と同一の率 γ　附則第十九条の十四の二第七項の表市町村の項の算式の符号βの率と同一の率
［8～11　同上］ （「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等） **第十九条の十四の二**　［同上］ ［2～5　同上］ 6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、	